令和7年11月25日 必 から 窓 口・電 話 受 付 時 間 が

9:00~16:30

に変わります

試行期間

令和7年11月25日(火)~令和8年3月31日(火)

対 象 施 設

県庁本庁舎·合同庁舎、 単独現地機関(警察本部を除く)

※図書館・美術館など県民利用施設や、 児童相談所・県立学校など業務の性質上、 受付時間の短縮が難しい施設は対象外です

対 象 業 務

- ・行政窓口での各種手続
- ・電話でのお問い合わせ
- ※事件・事故・災害等の緊急の場合は 受付時間に関わらず対応します
- ※相談窓口・電話は内容に 応じて柔軟に対応します

詳細は長野県公式ホーム ページよりご確認ください



長野県 窓口·電話

検索

業務改善への注力により、 県民サービスの向上に つなげます。

皆様のご理解・ご協力を お願いします。



